

国営漁川右岸土地改良事業（農業用排水）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費及び事業費の負担区分の予定

(1) 国営事業費 25,000 百万円（令和5年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

内訳	第一種工事	23,495 百万円
	指定工程を除く第二種工事	1,505 百万円

(2) 負担区分の予定

(単位：%)

区分	国庫負担	道負担	市負担	地元負担
田	75.0	18.0	7.0	—
畑	80.0	16.0	4.0	—

(注) 国及び道が負担する金額以外の負担金は、千歳市及び恵庭市が全額負担する。

2 土地改良法第90条の規定による市負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の千歳市及び恵庭市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第9項の規定により、当該市が負担する負担金を北海道に対して負担する。

3 市負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

ただし、次の(1)及び(2)に掲げる場合は、それぞれにおいて定める年度の初日とする。

(1) 本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した年度の翌年度

(2) 土地改良事業計画概要書に明記する指定工程以外の工事に係る部分の額については、原則として当該工事が完了した年度の翌年度

4 地元負担の予定基準

該当なし。

5 特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。